

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 11 号  
スタートプロシード投資法人  
代表者名 執行役員 平出 和也  
(コード番号: 8979)  
資産運用会社  
スタートアセットマネジメント投信株式会社  
代表者名 代表取締役 平出 和也  
問合せ先 管理部長 松田 繁  
TEL. 03-6202-0856

### 資産運用会社における定款の変更に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるスタートアセットマネジメント投信株式会社は、本日開催の取締役会にて、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に下記のとおり定款の変更に関する議案を付議する決議をいたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記記載の定款の変更は、本定時株主総会での承認可決をもって効力を生じ、その後、金融商品取引法第 50 条第 1 項第 8 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 199 条第 6 号に基づき金融庁へ定款の変更の届出を行います。

#### 記

#### 1. 変更の理由

会社法第 370 条に基づき、取締役会の決議の省略を可能にするための規定を新たに設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
【新設】	(取締役会の決議方法) 第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>( 監査役の設置及び員数 ) 第 23 条 ( 記載省略 )</p> <p style="text-align: center;">( 中略 )</p> <p>( 剰余金の配当および除斥期間 ) 第 28 条 ( 記載省略 )</p>	<p style="text-align: center;"><u>役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>( 監査役の設置及び員数 ) 第 24 条 ( 現行のとおり )</p> <p>( 中略。以下、条文 1 条ずつ繰り下げ )</p> <p>( 剰余金の配当および除斥期間 ) 第 29 条 ( 現行のとおり )</p>

### 3. 日程

本定時株主総会開催	平成 21 年 6 月 19 日 ( 予定 )
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日 ( 予定 )
金融庁への届出	平成 20 年 6 月 19 日 ( 予定 )

### 4. 今後の見通し

平成 21 年 10 月期の運用状況の見通しにつきましては、現在策定中ですが、決定した時点でお知らせいたします。

以 上

本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.sp-inv.co.jp>